

国民年金についてのお知らせ

知っていますか？ ①国民年金保険料の免除制度

会社を退職すると、厚生年金から国民年金へ変更する手続きが必要です。会社では給料から差し引かれていた厚生年金保険料ですが、国民年金に加入すると、毎月ご自身で納付することになります。

国民年金保険料について、収入の減少や失業等により保険料を収めることが難しい場合、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。申請者本人、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定の金額以下であれば申請者本人が免除を受けることができます。

「全額免除」……保険料の全額を免除

「一部免除」……保険料の一部を免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）

免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

【ポイント】

- ①保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。保険料の納付が厳しいときはご相談ください。
- ②申請できる期間は、過去2年までさかのぼって申請することができます。未納期間がある方は、免除申請ができるケースもありますのでぜひご相談ください。

知っていますか？ ②国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生であっても加入し、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

【対象になる方】学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等

【特例を受けられる所得の目安】128万円＋（扶養親族等の数×38万円）＋社会保険料控除等

【承認期間】4月～翌年3月まで

※承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月頃に再申請の用紙が届きます。引き続き申請される際は、届いた用紙に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

【ポイント】学生納付特例の期間は年金額に反映されません。将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付（追納）することをお勧めします。※追納期間：承認の日の属する月前10年以内

知っていますか？ ③マイナンバーカードで国民年金の手続き等が便利に

e-Taxでの確定申告等が簡単に利用できる

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の電子データを、マイナポータルのお知らせで受け取ることができます。また、受け取った電子データを国税庁の提供するe-Tax等に取り込むことができ、簡単に確定申告や年末調整ができます。（※e-Taxでは署名用電子証明書が発行されているマイナンバーカードが必要です）

国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の電子申請ができる

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請、口座振替関係については、マイナポータルを利用した電子申請ができます。申請には、マイナンバーカードが必要となりますが、マイナポータルの情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、紙の申請書より簡単に作成することができます。また、申請結果もスマートフォン等で確認することができます。お手続きの際は、ぜひご利用ください。

知っていますか？ ④年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金とは

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもの。

【対象になる方】①老齢基礎年金を受給している方（要件をすべて満たしている方）

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約889,300円以下である（昭和31年4月1日以前生まれの方は887,700円以下）である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が約4,721,000円＋扶養親族の数×38万円以下である